

小規模事業者持続化補助金（ビジネスコミュニティ型）【公募要領】新旧対照表

No.	頁	新（第10回）	旧（第9回）
1	表紙	<p>（申請書類一式の提出先・問い合わせ先）</p> <p>◇補助金事務局 商工会地区：株式会社ニューズベース（サポート：全国商工会連合会） 電話番号 03-6733-1876 メールアドレス bizcom@jizokukanb.com</p> <p>商工会議所地区：（応募に関する問い合わせ）日本商工会議所 電話番号 03-3283-7819 メールアドレス jizokuka-bc@jcci.or.jp</p> <p>※交付申請以降の手続きは株式会社日本経営データ・センターが担当</p>	<p>（申請書類一式の提出先・問い合わせ先）</p> <p>◇補助金事務局 商工会地区：株式会社ニューズベース（サポート：全国商工会連合会） 電話番号 03-6733-1876 メールアドレス bizcom@shokokai.or.jp</p> <p>商工会議所地区：日本商工会議所 電話番号 03-3283-7819 メールアドレス jizokuka-bc@jcci.or.jp</p>
2	4	<p><補助対象となる取り組み例（テーマ例）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・AI活用（経営へのAI活用、事業者同士によるAI活用コミュニティ等） ・販路開拓（マーケティング、新規顧客開拓、HP・SNS対策、ネット販売等） ・事業承継・引継ぎ（事業承継計画、事業承継税制活用、事業承継、引継ぎ） ・省力化・生産性向上（付加価値向上、業務効率化、業務改善、デジタル化、テレワーク等） ・ビジネスプランに基づく経営の推進（賃上げ対応、経営計画や資金繰り計画の策定、経営革新、経営力向上計画等） ・多様な働き方の推進（人手不足・働き方改革への対応、人材採用・定着・育成、扶け合い・協業等） ・強靱化対策（事業継続力強化計画、BCP策定等） ・海外展開の推進（海外販路開拓、貿易実務、海外投資等） ・地方創生の推進（農商工連携、地域資源活用、観光誘客、インバウンド等） ・地域の課題の解決手法（コミュニティビジネス、空き店舗対策等） ・地域の強靱化・防災減災の取り組み（地域内協定、地域ぐるみの防災・減災対応等） ・事業実施期間における自然災害発生時の被災地支援（実際に被災された地域への被災地支援） <p>※「自然災害発生時の被災地支援」単数テーマでの申請は不可。他テ</p>	<p><補助対象となる取り組み例（テーマ例）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・販路開拓（マーケティング、新規顧客開拓、HP・SNS 対策、ネット販売等） ・事業承継・引継ぎ（事業承継計画、事業承継税制活用、事業承継、引継ぎ） ・生産性向上（付加価値向上、業務効率化、業務改善、デジタル化、テレワーク等） ・ビジネスプランに基づく経営の推進（経営計画、経営革新、経営力向上計画等） ・多様な働き方の推進（人手不足・働き方改革への対応、人材採用・定着・育成等） ・強靱化対策（事業継続力強化計画、BCP 策定等） ・海外展開の推進（海外販路開拓、貿易実務、海外投資等） ・地方創生の推進（農商工連携、地域資源活用、観光誘客、インバウンド等） ・地域の課題の解決手法（コミュニティビジネス、空き店舗対策等） ・地域の強靱化・防災減災の取り組み（地域内協定、地域ぐるみの防災・減災対応等） ・事業実施期間における自然災害発生時の被災地支援（実際に被災された地域への被災地支援） <p>※「自然災害発生時の被災地支援」単数テーマでの申請は不可。他テ</p>

No.	頁	新 (第10回)	旧(第9回)																																		
		マに付帯して申請可能とする。 ・その他本事業の目的に資するセミナー、研修等	マに付帯して申請可能とする。 ・その他本事業の目的に資するセミナー、研修等																																		
3	5	<p>(2) 補助対象となる経費は次に掲げる経費であり、これ以外の経費は本事業の補助対象外となります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>経費区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①専門家謝金</td> <td>事業の遂行に必要な指導・助言を受けるために依頼した専門家等に謝礼として支払われる経費</td> </tr> <tr> <td>②専門家旅費</td> <td>事業の遂行に必要な指導・助言等を依頼した専門家等に支払われる旅費</td> </tr> <tr> <td>③旅費</td> <td>事業の遂行に必要な旅費</td> </tr> <tr> <td>④資料作成費</td> <td>事業遂行に必要な不可欠な資料を作成するため支払われる経費</td> </tr> <tr> <td>⑤借料</td> <td>事業遂行に必要な機器・設備、備品等のリース料・レンタル料として支払われる経費</td> </tr> <tr> <td>⑥広報費</td> <td>チラシ・パンフレット・ポスター等の作成、及び広報媒体等の活用に支払われる経費</td> </tr> <tr> <td>⑦委託費</td> <td>上記①から⑥に該当しない経費であって、事業遂行に必要な業務の一部を第三者に委託(委任)するために支払われる経費(市場調査等についてコンサルタント会社等を活用する等、自ら実行することが困難な業務に限ります。)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※④資料作成費、⑤借料、⑥広報費、⑦委託費の経費に関しては、採択発表後交付決定までに見積書等を提出いただき、補助金事務局での審査を経て交付決定となります。 ※③旅費で借り上げバスやレンタカー等を計上する場合は、採択発表後交付決定までに経済的合理性および時間的有効性を示す資料を提出いただき、補助金事務局での審査を経て交付決定となります。</p>	経費区分	内容	①専門家謝金	事業の遂行に必要な指導・助言を受けるために依頼した専門家等に謝礼として支払われる経費	②専門家旅費	事業の遂行に必要な指導・助言等を依頼した専門家等に支払われる旅費	③旅費	事業の遂行に必要な旅費	④資料作成費	事業遂行に必要な不可欠な資料を作成するため支払われる経費	⑤借料	事業遂行に必要な機器・設備、備品等のリース料・レンタル料として支払われる経費	⑥広報費	チラシ・パンフレット・ポスター等の作成、及び広報媒体等の活用に支払われる経費	⑦委託費	上記①から⑥に該当しない経費であって、事業遂行に必要な業務の一部を第三者に委託(委任)するために支払われる経費(市場調査等についてコンサルタント会社等を活用する等、自ら実行することが困難な業務に限ります。)	<p>(2) 補助対象となる経費は次に掲げる経費であり、これ以外の経費は本事業の補助対象外となります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>経費区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①専門家謝金</td> <td>事業の遂行に必要な指導・助言を受けるために依頼した専門家等に謝礼として支払われる経費</td> </tr> <tr> <td>②専門家旅費</td> <td>事業の遂行に必要な指導・助言等を依頼した専門家等に支払われる旅費</td> </tr> <tr> <td>③旅費</td> <td>事業の遂行に必要な旅費</td> </tr> <tr> <td>④資料作成費</td> <td>事業遂行に必要な不可欠な資料を作成するため支払われる経費</td> </tr> <tr> <td>⑤借料</td> <td>事業遂行に必要な機器・設備、備品等のリース料・レンタル料として支払われる経費</td> </tr> <tr> <td>⑥雑役務費</td> <td>事業遂行に必要な業務・事務を補助するために補助事業期間中に臨時的に雇い入れた者のアルバイト代、派遣労働者の派遣料、交通費として支払われる経費</td> </tr> <tr> <td>⑦広報費</td> <td>チラシ・パンフレット・ポスター等の作成、及び広報媒体等の活用に支払われる経費</td> </tr> <tr> <td>⑧委託費</td> <td>上記①から⑦に該当しない経費であって、事業遂行に必要な業務の一部を第三者に委託(委任)するために支払われる経費(市場調査等についてコンサルタント会社等を活用する等、自ら実行することが困難な業務に限ります。)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※④資料作成費、⑤借料、⑦広報費、⑧委託費の経費に関しては、採択発表後交付決定までに見積書等を提出いただき、補助金事務局での審査を経て交付決定となります。 ※③旅費で借り上げバスやレンタカー等を計上する場合は、採択発表後交付決定までに経済的合理性および時間的有効性を示す資料を提出いただき、補助金事務局での審査を経て交付決定となります。</p>	経費区分	内容	①専門家謝金	事業の遂行に必要な指導・助言を受けるために依頼した専門家等に謝礼として支払われる経費	②専門家旅費	事業の遂行に必要な指導・助言等を依頼した専門家等に支払われる旅費	③旅費	事業の遂行に必要な旅費	④資料作成費	事業遂行に必要な不可欠な資料を作成するため支払われる経費	⑤借料	事業遂行に必要な機器・設備、備品等のリース料・レンタル料として支払われる経費	⑥雑役務費	事業遂行に必要な業務・事務を補助するために補助事業期間中に臨時的に雇い入れた者のアルバイト代、派遣労働者の派遣料、交通費として支払われる経費	⑦広報費	チラシ・パンフレット・ポスター等の作成、及び広報媒体等の活用に支払われる経費	⑧委託費	上記①から⑦に該当しない経費であって、事業遂行に必要な業務の一部を第三者に委託(委任)するために支払われる経費(市場調査等についてコンサルタント会社等を活用する等、自ら実行することが困難な業務に限ります。)
経費区分	内容																																				
①専門家謝金	事業の遂行に必要な指導・助言を受けるために依頼した専門家等に謝礼として支払われる経費																																				
②専門家旅費	事業の遂行に必要な指導・助言等を依頼した専門家等に支払われる旅費																																				
③旅費	事業の遂行に必要な旅費																																				
④資料作成費	事業遂行に必要な不可欠な資料を作成するため支払われる経費																																				
⑤借料	事業遂行に必要な機器・設備、備品等のリース料・レンタル料として支払われる経費																																				
⑥広報費	チラシ・パンフレット・ポスター等の作成、及び広報媒体等の活用に支払われる経費																																				
⑦委託費	上記①から⑥に該当しない経費であって、事業遂行に必要な業務の一部を第三者に委託(委任)するために支払われる経費(市場調査等についてコンサルタント会社等を活用する等、自ら実行することが困難な業務に限ります。)																																				
経費区分	内容																																				
①専門家謝金	事業の遂行に必要な指導・助言を受けるために依頼した専門家等に謝礼として支払われる経費																																				
②専門家旅費	事業の遂行に必要な指導・助言等を依頼した専門家等に支払われる旅費																																				
③旅費	事業の遂行に必要な旅費																																				
④資料作成費	事業遂行に必要な不可欠な資料を作成するため支払われる経費																																				
⑤借料	事業遂行に必要な機器・設備、備品等のリース料・レンタル料として支払われる経費																																				
⑥雑役務費	事業遂行に必要な業務・事務を補助するために補助事業期間中に臨時的に雇い入れた者のアルバイト代、派遣労働者の派遣料、交通費として支払われる経費																																				
⑦広報費	チラシ・パンフレット・ポスター等の作成、及び広報媒体等の活用に支払われる経費																																				
⑧委託費	上記①から⑦に該当しない経費であって、事業遂行に必要な業務の一部を第三者に委託(委任)するために支払われる経費(市場調査等についてコンサルタント会社等を活用する等、自ら実行することが困難な業務に限ります。)																																				
4		(3) 上記①から⑦に掲げる経費以外は、補助対象外となります。ま	(3) 上記①から⑧に掲げる経費以外は、補助対象外となります。ま																																		

No.	頁	新(第10回)	旧(第9回)
		<p>た、上記①から⑦に掲げる経費においても、下記に該当する経費は対象となりません。</p> <p>(中略)</p> <p>・消耗品(名刺、文房具、インクカートリッジ、用紙、はさみ、テープ類、クリアファイル、無地封筒、OPP・CPP袋、CD・DVD、USBメモリ・SDカード、電池、段ボール、梱包材、タオル、シーツ、化粧品の購入など)</p>	<p>た、上記①から⑧に掲げる経費においても、下記に該当する経費は対象となりません。</p> <p>(中略)</p>
5	6	<p>(4) 補助対象経費全般にわたる留意事項</p> <p>(中略)</p> <p>※規程等がない場合等の謝金単価については、別紙1「謝金の単価、及び旅費の支給基準について」を参照してください。</p> <p>・専門家旅費、旅費、及び雑役務費(うち交通費)については、別紙1「謝金の単価、及び旅費の支給基準について」を参照してください。</p>	<p>(4) 補助対象経費全般にわたる留意事項</p> <p>(中略)</p> <p>※規程等がない場合等の謝金単価については、別紙「謝金の単価、及び旅費の支給基準について」を参照してください。</p> <p>・専門家旅費、旅費、及び雑役務費(うち交通費)については、別紙「謝金の単価、及び旅費の支給基準について」を参照してください。</p>
6	7	<p>(2) 補助金事務局への提出先・本補助金申請等に係る問い合わせ先</p> <p>商工会地区：株式会社ニューズベース(サポート：全国商工会連合会) 電話番号 03-6733-1876 メールアドレス bizcom@jizokukanb.com</p> <p>商工会議所地区：日本商工会議所 電話番号 03-3283-7819 メールアドレス jizokuka-bc@jcci.or.jp</p> <p>※商工会議所地区の交付決定以降の手続きは、株式会社日本経営データ・センターが担当します</p>	<p>(2) 補助金事務局への提出先・本補助金全般に係る問い合わせ先</p> <p>補助金事務局</p> <p>商工会地区：株式会社ニューズベース(サポート：全国商工会連合会) 電話番号 03-6733-1876 メールアドレス bizcom@shokokai.or.jp</p> <p>商工会議所地区：日本商工会議所 電話番号 03-3283-7819 メールアドレス jizokuka-bc@jcci.or.jp</p>
7	9	<p>(4) 見積書等の提出</p> <p>採択発表後交付決定までに、該当の経費(④資料作成費、⑤借料、⑥広報費、⑦委託費)について見積書等の提出が必要です。また、③旅費において借り上げバスやレンタカー等を計上する場合は、経済的合理性および時間的有効性を確認できる資料(例：公共交通機関使用時との比較表等)の提出が必要です。提出物を基に経費が適当か補助金事務局で審査を行い、交付決定となります。</p>	<p>(4) 見積書等の提出</p> <p>採択発表後交付決定までに、該当の経費(④資料作成費、⑤借料、⑦広報費、⑧委託費)について見積書等の提出が必要です。また、③旅費において借り上げバスやレンタカー等を計上する場合は、経済的合理性および時間的有効性を確認できる資料(例：公共交通機関使用時との比較表等)の提出が必要です。提出物を基に経費が適当か補助金事務局で審査を行い、交付決定となります。</p>
8	9	<p>(5) その他</p> <p>(中略)</p> <p>・交付規程第19条に定める「補助金の額の確定等」に関し、従前の公募</p>	<p>(5) その他</p> <p>(中略)</p>

No.	頁	新(第10回)	旧(第9回)																																																																					
		回において交付決定を受けている事業の補助金の額が確定していない場合、今回事業の補助金の額を確定することはできません。																																																																						
9	11	<p style="text-align: right;">別紙 1</p> <p style="text-align: center;">謝金の単価、及び旅費の支給基準について</p> <p>1. 謝金(専門家謝金)の単価について ※税別</p> <p style="text-align: right;">(単位:円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">標準単価</th> <th colspan="4">分野別職位等</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>時間単価</th> <th>大学の職位</th> <th>大学の職位にある者の平均勤続年数</th> <th>民間</th> <th>地方公共団体等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>11,300</td> <td>大学学長級</td> <td rowspan="4">17年以上</td> <td rowspan="2">会長・社長・役員級</td> <td rowspan="2">知事・市町村長</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>9,700</td> <td>大学副学長級</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>8,700</td> <td>大学学部長級</td> <td rowspan="2">工場長級</td> <td rowspan="2">部長級</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>7,900</td> <td>大学教授級1</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>7,000</td> <td>大学教授級2</td> <td rowspan="2">12年以上</td> <td>部長級</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>6,100</td> <td>大学准教授級</td> <td>課長級</td> <td>課長級</td> </tr> <tr> <td>⑦</td> <td>5,100</td> <td>大学講師級</td> <td rowspan="2">12年未満</td> <td>課長代理級</td> <td>室長級</td> </tr> <tr> <td>⑧</td> <td>4,600</td> <td>大学助教・助手級</td> <td>係長・主任級</td> <td>課長補佐級</td> </tr> <tr> <td>⑨</td> <td>3,600</td> <td>大学助手級以下1</td> <td>12年未満</td> <td>係員1</td> <td>課員1</td> </tr> <tr> <td>⑩</td> <td>2,600</td> <td>大学助手級以下2</td> <td>8年未満</td> <td>係員2</td> <td>課員2</td> </tr> <tr> <td>⑪</td> <td>1,600</td> <td>大学助手級以下3</td> <td>4年未満</td> <td>係員3</td> <td>課員3</td> </tr> </tbody> </table>	標準単価		分野別職位等				区分	時間単価	大学の職位	大学の職位にある者の平均勤続年数	民間	地方公共団体等	①	11,300	大学学長級	17年以上	会長・社長・役員級	知事・市町村長	②	9,700	大学副学長級	③	8,700	大学学部長級	工場長級	部長級	④	7,900	大学教授級1	⑤	7,000	大学教授級2	12年以上	部長級	—	⑥	6,100	大学准教授級	課長級	課長級	⑦	5,100	大学講師級	12年未満	課長代理級	室長級	⑧	4,600	大学助教・助手級	係長・主任級	課長補佐級	⑨	3,600	大学助手級以下1	12年未満	係員1	課員1	⑩	2,600	大学助手級以下2	8年未満	係員2	課員2	⑪	1,600	大学助手級以下3	4年未満	係員3	課員3	<p style="text-align: right;">別紙</p> <p style="text-align: center;">謝金の単価、及び旅費の支給基準について</p> <p>1. 謝金(専門家謝金)の単価について</p> <p>(1) 専門家謝金</p> <p>①大学教授クラス、弁護士、弁理士、公認会計士等 50,000円/1日(税別)</p> <p>②大学准教授、税理士、中小企業診断士、社会保険労務士、司法書士、行政書士、システムエンジニア、ITコーディネータ、情報コンサルタント、技術士等 40,000円/1日(税別)</p> <p>③大学講師、その他 30,000円/1日(税別)</p>
標準単価		分野別職位等																																																																						
区分	時間単価	大学の職位	大学の職位にある者の平均勤続年数	民間	地方公共団体等																																																																			
①	11,300	大学学長級	17年以上	会長・社長・役員級	知事・市町村長																																																																			
②	9,700	大学副学長級																																																																						
③	8,700	大学学部長級		工場長級	部長級																																																																			
④	7,900	大学教授級1																																																																						
⑤	7,000	大学教授級2	12年以上	部長級	—																																																																			
⑥	6,100	大学准教授級		課長級	課長級																																																																			
⑦	5,100	大学講師級	12年未満	課長代理級	室長級																																																																			
⑧	4,600	大学助教・助手級		係長・主任級	課長補佐級																																																																			
⑨	3,600	大学助手級以下1	12年未満	係員1	課員1																																																																			
⑩	2,600	大学助手級以下2	8年未満	係員2	課員2																																																																			
⑪	1,600	大学助手級以下3	4年未満	係員3	課員3																																																																			
10	11	<p>2. 旅費の支給基準について</p> <p>旅費の支給基準について規程等(※)による定めがない場合は、以下に定める旅費の支給基準により支出することとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の実費により計算する。 宿泊費は国家公務員等の旅費支給規程第十四条に基づく金額を上限として実費額で支給し、日当は認めないものとする。 その他旅費支給に関する詳細は交付決定時に示すものとする。 <p>※各商工会・各商工会議所が定める旅費規程等</p>	<p>2. 旅費の支給基準について</p> <p>旅費の支給基準について規程等(※)による定めがない場合は、以下に定める旅費の支給基準により支出することとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の実費により計算する。 宿泊料は以下に基づく金額(税込)を上限とし、日当は認めないものとする。 その他旅費支給に関する詳細は交付決定時に示すものとする。 <p>※各商工会・各商工会議所が定める旅費規程等</p>																																																																					

No.	頁	新 (第10回)	旧(第9回)																																																																																																															
11	12	<p>【国内旅費】 ※税別</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="5">宿泊費基準額 (一夜につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道</td> <td>13,000 円</td> <td>石川県</td> <td>9,000 円</td> <td>岡山県</td> <td>10,000 円</td> </tr> <tr> <td>青森県</td> <td>11,000 円</td> <td>福井県</td> <td>10,000 円</td> <td>広島県</td> <td>13,000 円</td> </tr> <tr> <td>岩手県</td> <td>9,000 円</td> <td>山梨県</td> <td>12,000 円</td> <td>山口県</td> <td>8,000 円</td> </tr> <tr> <td>宮城県</td> <td>10,000 円</td> <td>長野県</td> <td>11,000 円</td> <td>徳島県</td> <td>10,000 円</td> </tr> <tr> <td>秋田県</td> <td>11,000 円</td> <td>岐阜県</td> <td>13,000 円</td> <td>香川県</td> <td>15,000 円</td> </tr> <tr> <td>山形県</td> <td>10,000 円</td> <td>静岡県</td> <td>9,000 円</td> <td>愛媛県</td> <td>10,000 円</td> </tr> <tr> <td>福島県</td> <td>8,000 円</td> <td>愛知県</td> <td>11,000 円</td> <td>高知県</td> <td>11,000 円</td> </tr> <tr> <td>茨城県</td> <td>11,000 円</td> <td>三重県</td> <td>9,000 円</td> <td>福岡県</td> <td>18,000 円</td> </tr> <tr> <td>栃木県</td> <td>10,000 円</td> <td>滋賀県</td> <td>11,000 円</td> <td>佐賀県</td> <td>11,000 円</td> </tr> <tr> <td>群馬県</td> <td>10,000 円</td> <td>京都府</td> <td>19,000 円</td> <td>長崎県</td> <td>11,000 円</td> </tr> <tr> <td>埼玉県</td> <td>19,000 円</td> <td>大阪府</td> <td>13,000 円</td> <td>熊本県</td> <td>14,000 円</td> </tr> <tr> <td>千葉県</td> <td>17,000 円</td> <td>兵庫県</td> <td>12,000 円</td> <td>大分県</td> <td>11,000 円</td> </tr> <tr> <td>東京都</td> <td>19,000 円</td> <td>奈良県</td> <td>11,000 円</td> <td>宮崎県</td> <td>12,000 円</td> </tr> <tr> <td>神奈川県</td> <td>16,000 円</td> <td>和歌山県</td> <td>11,000 円</td> <td>鹿児島県</td> <td>12,000 円</td> </tr> <tr> <td>新潟県</td> <td>16,000 円</td> <td>鳥取県</td> <td>8,000 円</td> <td>沖縄県</td> <td>11,000 円</td> </tr> <tr> <td>富山県</td> <td>11,000 円</td> <td>島根県</td> <td>9,000 円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	宿泊費基準額 (一夜につき)					北海道	13,000 円	石川県	9,000 円	岡山県	10,000 円	青森県	11,000 円	福井県	10,000 円	広島県	13,000 円	岩手県	9,000 円	山梨県	12,000 円	山口県	8,000 円	宮城県	10,000 円	長野県	11,000 円	徳島県	10,000 円	秋田県	11,000 円	岐阜県	13,000 円	香川県	15,000 円	山形県	10,000 円	静岡県	9,000 円	愛媛県	10,000 円	福島県	8,000 円	愛知県	11,000 円	高知県	11,000 円	茨城県	11,000 円	三重県	9,000 円	福岡県	18,000 円	栃木県	10,000 円	滋賀県	11,000 円	佐賀県	11,000 円	群馬県	10,000 円	京都府	19,000 円	長崎県	11,000 円	埼玉県	19,000 円	大阪府	13,000 円	熊本県	14,000 円	千葉県	17,000 円	兵庫県	12,000 円	大分県	11,000 円	東京都	19,000 円	奈良県	11,000 円	宮崎県	12,000 円	神奈川県	16,000 円	和歌山県	11,000 円	鹿児島県	12,000 円	新潟県	16,000 円	鳥取県	8,000 円	沖縄県	11,000 円	富山県	11,000 円	島根県	9,000 円			<p>【国内旅費】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>甲地方</th> <th>乙地方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宿泊料 (円 / 泊)</td> <td>10,900</td> <td>9,800</td> </tr> <tr> <td>地域区分</td> <td>東京都特別区、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市</td> <td>左記以外のすべて</td> </tr> </tbody> </table>		甲地方	乙地方	宿泊料 (円 / 泊)	10,900	9,800	地域区分	東京都特別区、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市	左記以外のすべて
区分	宿泊費基準額 (一夜につき)																																																																																																																	
北海道	13,000 円	石川県	9,000 円	岡山県	10,000 円																																																																																																													
青森県	11,000 円	福井県	10,000 円	広島県	13,000 円																																																																																																													
岩手県	9,000 円	山梨県	12,000 円	山口県	8,000 円																																																																																																													
宮城県	10,000 円	長野県	11,000 円	徳島県	10,000 円																																																																																																													
秋田県	11,000 円	岐阜県	13,000 円	香川県	15,000 円																																																																																																													
山形県	10,000 円	静岡県	9,000 円	愛媛県	10,000 円																																																																																																													
福島県	8,000 円	愛知県	11,000 円	高知県	11,000 円																																																																																																													
茨城県	11,000 円	三重県	9,000 円	福岡県	18,000 円																																																																																																													
栃木県	10,000 円	滋賀県	11,000 円	佐賀県	11,000 円																																																																																																													
群馬県	10,000 円	京都府	19,000 円	長崎県	11,000 円																																																																																																													
埼玉県	19,000 円	大阪府	13,000 円	熊本県	14,000 円																																																																																																													
千葉県	17,000 円	兵庫県	12,000 円	大分県	11,000 円																																																																																																													
東京都	19,000 円	奈良県	11,000 円	宮崎県	12,000 円																																																																																																													
神奈川県	16,000 円	和歌山県	11,000 円	鹿児島県	12,000 円																																																																																																													
新潟県	16,000 円	鳥取県	8,000 円	沖縄県	11,000 円																																																																																																													
富山県	11,000 円	島根県	9,000 円																																																																																																															
	甲地方	乙地方																																																																																																																
宿泊料 (円 / 泊)	10,900	9,800																																																																																																																
地域区分	東京都特別区、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市	左記以外のすべて																																																																																																																
12	12	<p>【国外旅費】 ※税別</p> <p>補助金事務局と協議の上、必要に応じて支出できるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航空賃、鉄道賃、及び船賃は、エコノミークラス（普通クラスに相当するもの）による実費額を支給する。 ・車賃は、鉄道を除く陸路旅行について、実費額で支給する。 ・宿泊費は別紙2「国外旅費の支給基準について」に基づく金額を上限とし、実費額で支給する。 	<p>【国外旅費】</p> <p>補助金事務局と協議の上、必要に応じて支出できるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航空賃、鉄道賃、及び船賃は、エコノミークラス（普通クラスに相当するもの）による実費額を支給する。 ・車賃は、鉄道を除く陸路旅行について、実費額で支給する。 ・宿泊費は 1泊25,000円を限度として、実費額で支給する。 																																																																																																															

以上